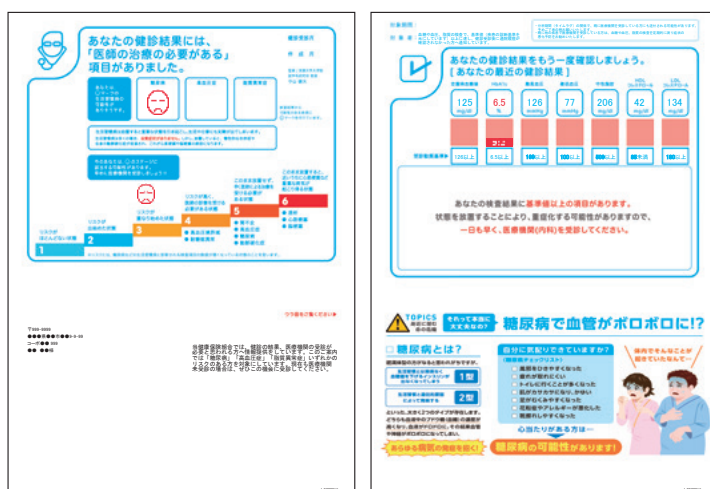


「健診結果に関する重要なお知らせ」について

健康診断受診者のうち「血圧」「脂質」「血糖」の検査数値で、より重症度の高い方を対象として日本人間ドック・予防医療学会で公開している「要精密検査・治療」の判定基準値をひとつでも超え、生活習慣病対象疾病の通院歴がない30歳以上の被保険者および被扶養者の方を対象に、医療機関への受診を促す受診勧奨通知を当組合より送付しております。

お手元に通知が届いた方は、生活習慣病が強く疑われる状態にあります。生活習慣病の多くは、発病してもかなり進行するまで自覚症状がほとんど現れないという共通点があります。そのため、生活習慣病のリスクがあっても放置してしまう方が少なくありません。生活習慣病へ進行する前に、医療機関で適切な治療を受けましょう。

お知らせ イメージ



気づかぬうちに…「生活習慣病」



問合せ

東京実業健康保険組合 健康管理課 TEL 03-3663-1361(代)